

平成 26 年 1 月 8 日

公正取引委員会に「表示カルテル」を届出

一般社団法人日本果汁協会では、平成 26 年 4 月から段階的に消費税率が引き上げられることに関し、会員企業等が消費税の転嫁を円滑に行えることを目的とする「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為」（以下「表示カルテル」という。）の実施を平成 26 年 1 月 8 日に公正取引委員会に届出たところ、同日付で受理されました。

なお、表示カルテルの内容は、下記のとおりです。

記

1 参加事業者等の概要

全国において、果汁及び果実飲料製品並びに関連する食品添加物及び容器包装等の製造又は販売する事業者

2 対象とする商品又は役務

果汁及び果実飲料製品並びに関連する食品添加物及び容器包装等の資材

3 共同行為の内容

参加事業者等は、

- ① 見積書、納品書、請求書、領収書等については、本体価格と消費税分を別枠で表示する。
- ② 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する。

4 共同行為の実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。

5 共同行為の実行を確保するための手段

特になし。